

広島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県人事委員会委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「調整監及び事業調整監」を「参事」に改める。

第三十一条中「総務管理部」を削る。

別表第一事務局長専決事項の欄第五号及び第十三号中「担当監」を「課長」に改める。

附 則

この人事委員会訓令は、公布の日から施行する。